

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 只見町朝日診療所ほか13施設で使用する電気
(1年間予定使用電力量 2,287,600kwh)

下記の①から⑥のグループごとに入札を実施し、それぞれ落札者を決定する。

- ①只見町朝日診療所ほか1施設で使用する電力約609,500キロワットアワーの供給
- ②只見町学校給食センターで使用する電力約155,600キロワットアワーの供給
- ③只見町立只見小学校ほか2施設で使用する電力約248,800キロワットアワーの供給
- ④只見地区浄化センターほか2施設で使用する電力約756,600キロワットアワー供給
- ⑤只見町役場駅前庁舎ほか2施設で使用する電力約300,200キロワットアワー供給
- ⑥只見町奥会津学習センターほか1施設で使用する電力約216,900キロワットアワー供給

※別紙、入札グループ内訳表による。

- (2) 履行場所 別紙1のとおり
- (3) 業種(用途)
- | | |
|----------|------------|
| ①診療所、博物館 | ②学校給食共同調理場 |
| ③学校 | ④集落排水処理施設 |
| ⑤庁舎、公民館 | ⑥学生寮、博物館 |

2 仕様

- (1) 電気方式等 別紙1のとおり

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力 別紙2のとおり

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

なお、令和5年度、令和6年度中の数値から最大需要電力に変動がある場合は直近の数値を契約電力として記載しているため、その数値で見積金額を算定すること。

イ 予定使用電力量 別紙2のとおり(令和7年4月～令和8年3月)

ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。

只見町役場駅前庁舎については、イベント開催によって1月～3月の間、実際の使用量が予定使用量より大きく増える場合がある。

なお、見積金額の算定にあたっては、別紙2に記載の「契約電力」及び「予定使用電力量」により1年間の金額を算定すること。

- (3) 供給期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

- (4) 供給地点 対象建物の只見町所有の開閉器の電源側接続点

- (5) 電気工作物の財産分界点供給地点に同じ。

ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(6) 保安上の責任分界点 供給地点に同じ。

3 その他

(1) 原則として、入札公告に掲げる供給期間は同一単価とする。

(2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、只見管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(3) 見積金額の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、只見町管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。

(4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。

エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(5) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに各施設へ通知するものとする。

(6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。

(7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

別紙

入札グループ内訳表

グループ	施 設 名		業種
1	1	朝日診療所	診療所
	2	只見町ブナセンター	博物館
2	1	只見町学校給食センター	学校給食共同調理場
3	1	只見町立只見小学校	学校
	2	只見町立朝日小学校	学校
	3	只見町立明和小学校	学校
4	1	只見地区浄化センター	集落排水処理施設
	2	朝日地区浄化センター	集落排水処理施設
	3	明和地区浄化センター	集落排水処理施設
5	1	只見町役場駅前庁舎	庁舎
	2	只見町役場町下庁舎	庁舎
	3	只見公民館	公民館
6	1	奥会学習センター	学生寮
	2	ただみ・モノとくらしのミュージアム	博物館

